

平成 21 年 6 月 1 日

中野市長 小田切 治世 様

中野市保育所運営審議会
会 長 三 井 寛

平成 21 年度中野市保育料等について（答申）

平成 21 年 5 月 21 日付けで諮問のあった中野市保育料等について、慎重に審議をした結果、当審議会として下記のとおり答申する。

記

答申事項

1．保育事業

- (1) 中野市保育料の額を据え置くものとする。（別表 1）
- (2) 入所利用料（私的契約児）の額を据え置くものとする。（別表 2）
- (3) 実施時期 平成 21 年 7 月 1 日

2．特別保育事業

- (1) 長時間保育利用料の額を据え置くものとする。（別表 3）
- (2) 一時的保育利用料の額を据え置くものとする。（別表 4）
- (3) 実施時期 平成 21 年 7 月 1 日

審議経過

- ・5 月 21 日、第 1 回会議において市長から諮問があり、提出資料の説明を受け、協議した。次回まで自宅審査を行うこととした。
- ・5 月 28 日、第 2 回会議において、前回の協議内容及び自宅審査結果に基づき協議し、諮問のとおり答申内容を決定した。
決定にあたっては、保育事業内容、保護者負担、市の財政状況等を考慮し、十分な検討を行った。

中野市保育料表

(別表1)

平成21年7月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 額 (月 額)		
階 層	定 義		3 歳	3 歳児	4 歳
			未満児	3歳児	以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2 - 1	第1階層及び第4 - 1階層	前年度分の母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2 - 2	第4 - 1階層～第7階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	市町村民税非課税世帯 上記以外の世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3	前年度分の市町村民税課税世帯		13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4 - 1	前年分の所得税額が12,000円未満の世帯		19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4 - 2	第1階層を除	" 12,000円以上 40,000円未満の世帯	25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5	前年分の	" 40,000円以上 103,000円未満の世帯	40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	所得課税	" 103,000円以上 413,000円未満の世帯	49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7	世帯	" 413,000円以上の世帯	50,200 (25,100) 【 0】	30,200 (15,100) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】

同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考3で説明)

同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料()内の額になります。(備考3で説明)

備 考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 2 母子世帯等及び在宅障害者のいる世帯のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とする。
在宅障害者のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯とする。
- 3 第2 - 2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無 料 (下段)

- 4 所得税の適用について、1月から6月までの間は、保育料表の「前年分」を「前々年分」と読み替え、市町村民税の適用について、4月から6月までの間は、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児) (月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

同一世帯内で児童が2人以上入所している場合の取り扱いについては、保育料徴収基準を準用する。

(別表3)

長時間保育利用料 (月額)

区 分	利用区分	金 額		
		第 1 種	第 2 種	第 3 種
生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	平日 午前7時45分～8時30分 午後4時30分～5時45分	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時30分
	土曜日 午前7時45分～8時30分 正午～午後1時 午後1時～午後6時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)
	1日	0円	0円	0円
	午前	0円	0円	0円
前年分所得税非課税世帯	午後	0円	0円	0円
	特別長時間	0円	0円	0円
	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)
前年分所得税課税世帯	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円
	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円

()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

第3種及び特別長時間を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の3園です。

(別表4)

一時的保育利用料(1回)

区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

事業内容

利用区分	利用対象	実施保育所
(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する	松川、平岡、たかやしろ、豊井